

(財)女性のためのアジア平和国民基金

理事懇親会

平成15年10月

理 財 課 長 会

2003. 10. 16

四谷・スクワール麹町

1. 平成16年度概算要求状況について
2. 今後の在り方について
3. インドネシア事業について
4. 各種事業の実施状況及び計画（案）について
5. その他

資 料

平成16年度国庫補助金の概算要求	1
第70回通常理事会議事録	2
インドネシア事業	5
2003年度事業計画	7
国際会議の開催	8
シンポジウム「『慰安婦』問題を考える」	10
第1回資料整備委員会記録	11

2003. 10. 16

理事懇談会報告

平成16年度国庫補助金の概算要求について

標記について、2003. 8. 20外務省（地域政策課）から概算要求枠が示された。

アジア女性基金の平成16年度補助金概算要求枠は、15年度予算額に対し、50,388千円マイナスの211,873千円の要求額である。

事 項	要求額	(前年度予算)	対前年度比
運 営 経 費	99,725千円	(107,961千円)	△ 8,236千円
女性尊厳事業費	112,148千円	(154,300千円)	△ 42,152千円
計	<u>211,873千円</u>	(262,261千円)	△ 50,388千円 (△ 19.2%)

平成15(2003)年10月補務局		支援額(ルピア)	円	備 考
初年度事業	5ヶ所建設	730,000,000	38,000,000	
第2年度事業	8ヶ所建設	1,018,927,470	38,000,000	
第3年度・4年度	10ヶ所建設	2,942,016,236	37,068,713	
合計	20ヶ所建設完了		113,068,713	1ヶ所は計画変更により現在建設中

インドネシア社会省からの第5期・6期分事業計画書(平成15(2003)年8月)

施設名称	希望支援額(ルピア)	円	備 考
<u>施設建設を希望</u>			
ジャカルタ特別州			
中央ジャカルタ			
西ジャカルタ			
①「ウスマ・ムリヤ」	342,025,000		
西ジャワ州			
②「バンゲラン・ヒダヤトラ」	327,225,000		
③「シリ・アシ」	315,025,000		
④「カシ・イブ」	315,025,000		
⑤「ウェラス・アシ」	315,025,000		
中部ジャワ州			
⑥「プロボ・ユウォノ・レベス」	317,525,000		
⑦「デワンタ・チラチャップ」	317,525,000		
東部ジャワ州			
⑧「マルゴ・ムルヨ」	315,025,000		
⑨「マルディ・ウトモ」	500,025,000		緊急用自動車も希望(うち185,000,000)
西スマトラ州			
⑩「サバイ・ナン・アルイ」	330,075,000		
⑪「シェック・バハスディン」	330,075,000		
南スマトラ州			
⑫「トラタイ」	374,025,000		
ジャンビ州			
⑬「ブディ・ルフル」	345,025,000		
⑭「アザカリヤ」	345,025,000		
西カリマンタン州			
⑮「ムリア・ダルマ」	324,025,000		
⑯「ブディ・スジャトラ」	340,025,000		
東カリマンタン州			
⑰「ニルワナ・プリ」	363,525,000		
北スラウェシ州			
⑱「ブンガシ」	376,525,000		
⑲「イナ・イ・サハティ」	376,525,000		
パプア州			
⑳「タット・トゥウム・アシ」	417,900,000		
西ヌサ・トゥンガラ州			
㉑「ブスバカルマ・マタラム」	376,525,000		
<u>施設建設以外の支援を希望</u>			
ジャカルタ特別州			
㉒「カルヤ・カシ」	190,500,000		緊急用自動車、オルガン
東部ジャワ州			
㉓「バハギア・マゲタン」	185,000,000		緊急用自動車
支援希望額合計	7,739,200,000	102,249,240	2003/10/7 14:30 100Rp≒1.32円
既支援額及び5期6期希望支援額合計		215,317,953	
残額	-6-	164,882,047	

2003年度事業計画

一般啓発事業	基金ニュース(22号、9月発行、23号、2月発行予定) 国内外への発信 ① Newsweek (8月掲載および12月掲載予定) ② 国内雑誌等 尊厳教材ビデオ作成(10月)・配布(12月)
普及啓発資料作成事業	マニュアルの作成 ① 「援助者用研修マニュアル」(含事例集) ② 「もう一人の加害者、二次被害の防止」小冊子 ポスターの作成・配布
講演会等の開催事業	DV等のセミナー 栃木(8/5)、北海道(10月31日)、佐賀(11月28日)、秋田(1月)、東京(2月12日、2月16日) 未然防止セミナー(11月18日、静岡、11月26日、福岡) 性被害大学生シンポジウム(1月、東京) シンポジウム「慰安婦」問題を考える(12月6日、東京工業大学) 援助者研修会の開催(13回) ① 自治体、NGOとの共催(岡山、石川、秋田など) ② 海外講師、アニタ・ロバーツ氏(11/16-27、東京、福岡)
NGO 支援事業	20団体へ支援
国際会議開催事業	日韓学生フォーラム(7月1日、国連大学、東京) 「慰安婦」問題ラウンドテーブル(10月28～30日、沖縄) 「国際人身売買」に関する専門家会議(11月25～26日、東京) 公開フォーラム(11月27日、東京ウィメンズプラザホール、東京) 「戦争と女性」専門家会議(12月16～17日、大阪) 公開フォーラム(12月18日、大阪府堺市民会館、大阪) 「女性と司法」専門家会議(1月27～29日、インド)
調査研究事業	非暴力関係等の構築に関する調査(家庭問題情報センター) 高校生の性被害に関する実態調査(野坂裕子研究グループ) 援助の現場アンケート調査(中谷茂一研究グループ) 在日外国人女性のDV被害に対する社会資源調査(李節子研究室) 武力紛争下における女性の人権研究会 ① 第23回、7月10日(Hillel Levine、ボストン大学教授) ② 第24回、10月2日(紙谷雅子、山下泰子教授) ③ 第25回、12月1日(清水澄子、前参議院議員予定)
歴史教訓資料整備事業	アジア女性基金記録の整備(インタビュー等) ① 既存ビデオ ② 既存資料 ③ 公文書など 「慰安婦」関連の資料整備(含翻訳) ① 第1回資料整備委員会開催(7月15日) ② フィリピン事業記録の整備会議(9月14日) 日韓フォーラム「戦争と女性」開催(1月、東京)

国際会議の開催

テーマ 「慰安婦」問題に関するラウンドテーブル

「慰安婦」の被害とは何だったのか。被害者への「償い」とは何か？

—被害者が今思うことは？これからできることは？

日 時 2003年10月27日～31日

場 所 沖縄県ホテル日航那覇(TEL. 098-886-5454)

参加者 償い事業実施各国(インドネシア除く)支援者他

主 催 (財)女性のためのアジア平和国民基金

背景

アジア女性基金の韓国、台湾、フィリピンにおける「償い事業」は昨年終わりました。オランダにおいても事業は終了しています。

1990年代初め「慰安婦」問題がクローズアップされ、アジア女性基金が政府と国民による償いを推進するため設立されました。当時、「慰安婦」とされた時代の被害の状況を明らかにするとともに、日本軍の関与によるものか。強制性があつたのか。被害者に対し国家賠償をすべきではないかなどの論争は行われましたが、被害者がなぜ50余年に渡って沈黙をしていたのかについては焦点が当てられませんでした。

戦争終結からそれまでの50年近く、「被害者」はどのような状況にあつたのでしょうか。「被害者」を取り巻く社会の女性はどうような状況に置かれていたのでしょうか、他の戦争被害者と違いなぜ「慰安婦」被害者は50余年経たなければ声をあげられなかったのでしょうか。また、いまの生活状況はどうなっているのでしょうか。

アジア女性基金が設立され、激しい反対もある中、「慰安婦」であつたと表明し日本からの償いを受けいれ、「被害者」自身が「手に入れた」と感じられるものはなんだったのでしょうか。「被害者」が今思うことは何なのでしょう。アジア女性基金の「償い事業」によって「被害」は「解決」されたのでしょうか。どうすれば「被害」は「解決」したと感じられるのでしょうか。

このラウンドテーブルでは、各国・地域の支援者から現在の「被害者」の生活や周囲の環境、彼女たちが今思っていること、感じていること、そして支援団体のこれまでの被害者に対する対応、取り組みを聞き、被害者が現在まで半世紀以上にわたって受けてきた「被害」について改めて知り、「慰安婦被害」とはどういうことだったのか、どういふことなのか、「慰安婦被害の解決」とは、「償い」とはどういうことなのか、「償われるもの」は何なのか、アジア女性基金の償い事業の意味を被害者、支援団体はどのように受けて止めたのか？などについて意見交換する機会を設けます。

目的

ここに挙げたいくつかの課題を中心に、そして、現在も続く暴力の被害者の視点から、女性たちが抱えてきた問題について、さらに今も抱えている思いについて、元「慰安婦」周辺の人々、支援団体や一般の人々が具体的にこれからすべきこと、また二度と繰り返さないためにできること、何をどのように若い世代に伝え、啓発を続けていくかなどに気づく機会になる事を目的とします。

日程表(案)

第1日目	参加者到着	(10月27日)
第2日目(終日)	ラウンドテーブル	(10月28日)
第3日目(終日)	ラウンドテーブル	(10月29日)
第4日目(終日)	ラウンドテーブル	(10月30日)
第5日目	帰国	(10月31日)

ラウンドテーブルセッション(案)

- ① 支援者からの被害者の現状、支援の現状報告
- ② 償いとは何か、アジア女性基金の償い事業
- ③ 償い事業終了後、各国、地域はどう対応するのか
- ④ 若い世代へ何を、どう伝えていくか

参加予定者

韓国	Yang Soon-lm Sim Mi-Ja Gim Jeong-lm Lee Won-Woong
台湾	Yuvonne Lin
フィリピン	Rechilda A. Extremadura Carlota E. Mortel-Baricaua
日本	稲葉 道子 臼杵 敬子
アジア女性基金	有馬 真喜子 山口 達男 橋本 ヒロ子 伊勢 桃代

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-7-6 相互九段南ビル 4F
TEL. (03) 3514-4071 FAX. (03) 3514-4072 matsuda@awf.or.jp

「慰安婦」問題を一緒に考えませんか シンポジウム「『慰安婦』問題を考える」

日時 2003年12月6日(土) 13時00分～15時00分

場所 東京工業大学 大岡山キャンパス内 デジタル多目的ホール(西9号館)
東急東横線大岡山駅下車徒歩3分

後援 外務省

内容

「慰安婦」問題について、21世紀を担っていく若い方々、特に大学生のみなさんと一緒にこの「慰安婦」問題を考えていきたいとの主旨で企画しました。

シンポジウムでは、まず当基金の伊勢事務局長より、これまでのアジア女性基金の活動について報告し、これを受けて大学生の意見発表を行います。その後、高崎宗司(アジア女性基金運営委員、津田塾大学教授、国際関係)と橋川大三郎(東京工業大学大学院教授、社会学)の両教授がコメンテーターとして加わり、大学生パネリストを交えたパネルディスカッションを行います。このシンポジウムで意見を述べる大学生・院生を別項の通り、公募します。どうぞふるって応募ください。

尚、同日午後15時30分から、東工大JCプロジェクト実行委員会主催によるシンポジウム「『慰安婦』問題再考ー【右】から【左】まで一緒に議論しよう」が開かれます。同シンポジウムには、荒井昌一(戦争責任資料センター代表)、上野千鶴子(東大教授)、大沼保昭(東大教授)、日下公人(東京財団会長)、橋川大三郎(東工大教授)、和田春樹(東大名譽教授)がパネリストとして参加します。(参加費1,500円、お申し込み先…朝日カルチャーセンター電話03-3344-1945まで)

シンポジウム大学生及び院生パネリスト募集要項

アジア女性基金は、戦後50年目の1995年に設立され、以来、元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うことと同時に、その深い反省のうえに立って、二度とこのような問題を起こすことのないように、現代の女性問題への取り組みを行っています。

この元「慰安婦」の方々への償い事業は、2002年9月までに、オランダ、フィリピン、韓国、台湾の国々地域で終了しました。

アジア女性基金は、この償い事業終了を踏まえ、全国各地でその事業活動の報告を行い、また本年は、この償い事業と「慰安婦」問題について、外部から国内外の識者も交えて幅広く意見を交換し、歴史的な経緯、事業内容、方法等について検討しています。

今回のシンポジウムは、21世紀を担っていく若い方々と一緒にこの「慰安婦」問題を考えていきたいとの主旨で企画しました。みなさまの忌憚のない考え・ご意見をお寄せいただきたく、ご案内申し上げます。

応募者多数の場合は事務局で選ばさせていただきます。

記

1. 用 件

国内の大学に籍を有する大学生、大学院生。

2. 内 容

「『慰安婦』問題を考える」をテーマに1200字以内で、ご意見をお寄せください。

選考のうえ、4名の大学生(院生)にパネリストをお願いします。

3. 方 法

郵送またはアジア女性基金のEメール(dignity@awf.or.jp)で受け付けます。

郵送の場合は、

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6 相互九段南ビル4階

アジア女性基金「12月シンポジウム」係まで。

4. 結果のお知らせ

パネリストをお願いする方には、10月31日(金)までに通知します。

尚、パネリストにはシンポジウム会場までの交通費などを実費支給いたします。

5. 締め切り

10月27日(月)までに必着。応募された原稿はお返しいたしません。どうぞご了承ください。

第1回資料整備委員会記録

開催日時 2003年7月15日 18:30～20:30
場 所 アジア女性基金事務局
委 員 林陽子、高崎宗司、横田洋三、和田春樹、伊勢桃代（斉藤、叶、松田）

- 1 事務局が用意した資料整備委員会の役割と個人情報を含む保存資料のリストについて確認した。
- 2 資料整備と言うとこれから収集を積極的にやるとの印象を受けるので資料整理の方が、よりふさわしい名称ではないかとの意見が出た。
- 3 アジア女性基金の今後についての決定によっては、移管先にアジア女性基金の「慰安婦」問題関連資料として委ねる必要が起こる。その際、移管先は国立公文書館が最適との意見があった。
- 4 保存資料については、以下の分類と優先整理が提案された。取りあえず9月までに事務局で優先整理を行い、その後、分類などの協議をすることになった。

- (1)分類
- ① 破棄処分
 - ② 非公開資料（公開化までの期間を設定する必要がある）
 - ③ 公開資料

(2)優先整理項目

- ① アジアとの対話を進める会委員会記録の確認・整理(伊勢事務局長)
 - ② 総務関係の理事会・運営審議会議事録とメモを年代別に整理する(斉藤総務部長)
 - ③ フィリピン、韓国、台湾、オランダの申請書関係資料の確認・整理(松田業務部長)
 - ④ 支援者との会見メモの整理(叶渉外部長)
- 5 9月に第2回資料整備委員会を開催する。出来れば年内、12月までに整理を完了し、非公開資料などについての具体的な方針を確定する。

以上

アジア女性基金に保存している「慰安婦」関係資料

1 総務関係 (主に個人情報に関連した資料)

- ① 理事会・運営審議会等会議議事録 年代別に整理
- ② " 録音テープ 弁護士に確認のうえ破棄処分
- ③ " メモ 年代別に整理
- ④ 償い金等支給に関する起案
- ⑤ 償い金等銀行送金依頼書
- ⑥ アジアとの対話を進める会委員会記録
- ⑦ その他

2 実施各国 (個人情報)

- ① 申請書 (証明写真添付あり)
- ② 出張報告書
- ③ お渡しの際などの写真・ビデオ
- ④ 証言記録
 - 韓国 文章・映像
 - 台湾 文章・映像
 - フィリピン 文章・映像
- ⑤ 認定を否定された申請者の関連資料 弁護士に確認のうえ破棄
- ⑥ 関係国の被害者あるいは支援者からの手紙
- ⑦ 支援者との会見メモ
- ⑧ その他

3 既存資料

- ① 資料委員会資料
- ② 償い事業関係報告会・集会記録
- ③ 「慰安婦」問題ラウンド・テーブル、ワークショップ、研究会報告書/資料等
- ④ 募金呼びかけに関する新聞広告、ポスター、リーフレットなど
- ⑤ その他のアジア女性基金出版物
- ⑥ その他の「慰安婦」問題関係資料

4 その他

関係資料

AWF関連

1--9

新聞切り抜き 「慰安婦」・戦後問題関連

10--39

新聞切り抜き 女性・人権問題関連

40--99

元「慰安婦」の方々への償い事業

フィリピン、韓国、台湾で285人、オランダで79人に実施。

1995年、アジア女性基金は、日本政府の決定を得て、国民的な償い事業として、国民の募金を原資とする「償い金」と政府拠出金を原資とする医療・福祉支援を、日本国内閣総理大臣のお詫びの手紙とともに、元「慰安婦」お一人

ひとりにお届けすることを定め、日本国民に対して募金活動と呼びかけました。募金は5億6500万円に達し、これは金額フィリピン、韓国、台湾の元「慰安婦」の方々のもとにお届けしました。事業期間は、高齢になられた被害者に対し、

一刻も早く事業を実施したいとの強い思いから、申請期間を5年間と定め、2001年8月にはフィリピン、2002年5月には韓国、台湾で申請の受付を終了し、2002年9月、これらの国・地域における償い事業を終えました。オランダでの事業は2001年7月に終了しております。

これらの償い事業を受け取られた被害者からは、「このような総理大臣のお詫びやお金が出るとは思いませんでした。日本のみなさんの気持ちであることもよくわかりました。」など多くの声が寄せられています。

日本の政府と国民の協力による事業の推進

「慰安婦」は、第2次世界大戦時に、日本軍の慰安所で得兵に性的行為を強いられた女性たちのことです。日本軍の関与のもとに女性の名誉と尊厳を深く傷つけられ、心身にわたり癒しがたい苦痛を与えられました。

この問題に対し、日本政府は1993年8月、内閣官房長官談話によって政府の反省とお詫びが表明され、1995年7月、政府と国民が協力して国民的な償い事業をおこなうためのアジア女性基金が発足しました。

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民的な償いをおこなうことと、女性の名誉と尊厳に関する今日的な問題の解決に取り組むことを目的に、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性を啓発するとともに、女性の名誉と尊厳を侵害する行為を防止し、これらの行為が行われることのない国際社会を築くための事業を進めています。

横田洋三国連人権小委委員に聞く

—横田教授はアジア女性基金設立以来、運営審議会のメンバーとして事業に携っていますね。

横田教授：私は、1988年に国連の人権促進保護小委員会の代理委員となり、3年前から、委員として仕事しています。この小委員会で「慰安婦」問題が1992年に幾つかのNGOから提起されました。小委員会の委員何人かはこの「慰安婦」問題に強い関心を持ち発言をしました。私は、帰国すると、この会議での意見やNGOの反応について、このままこの議論が国連の場で継続することは好ましくない、日本こそ率先してこういう問題について積極的に過去の非を認めて対応する必要がある、そしてさらに現在起こっている女性に対する暴力についても積極的に取り組むべきであると、外務省を通じて政府に強く訴えました。

—アジア女性基金は国際的にどう評価されていますか。

横田教授：「慰安婦」問題は、国内外での発言を議論を経て、1995年日本政府のイニシアチブによりアジア女性基金が設立され、今日まで事業を進めています。アジア女性基金事業の大きな特色は、このような過去の日本の責任について、政府が道義的な責任を認め、幅広い国民参加により元「慰安婦」の方々への償い事業を進めてきたことです。あわせて、歴史の教訓とする事業として、「慰安婦」関係資料の収集や事実の究明などの事業を行ってきました。さらに、アジア女性基金は、これらの償い事業とともに、過去のあやまちを繰り返さないために女性に対する暴力など今日的な女性の名誉と尊厳にかかわる問題の啓発・予防・対応・解決に向けた活動を行っています。このような活動は、「慰安婦」問題解決に向けての一歩前進であると、メアリー・ロビンソン前国連人権高等弁務官はじめ多くの国連の人権専門家が前向きに評価しています。

—アジア女性基金に対して、日本政府はどのような支援をしていますか。

横田教授：日本政府は、基金の活動や運営に全面的に協力しています。とくに関係政府の協力を得るための交渉や募金の働きかけなどで日本政府の支援はたいへん重要でした。また、償い事業の一環としての医療・福祉支援は、国の予算によって行われていますし、お詫びの手紙も日本国内閣総理大臣の名で出されています。



横田 洋三氏

中央大学法学部
国連人権促進保護小委員会委員
国連大学女子長官特別顧問
アジア女性基金運営審議会委員

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6

TEL:03-3514-4071 FAX:03-3514-4072 URL <http://www.awf.or.jp>

ADVERTISEMENT

Atonement Projects for Former "Comfort Women"

Implemented for 285 Women in the Philippines, the Republic of Korea and Taiwan and 79 Women in the Netherlands.

In 1995, the Japanese Government decided to implement projects aimed at providing atonement to former World War II "comfort women." The projects involved sending each of them a signed letter of apology from the Prime Minister of Japan, making atonement payments financed by donations from the Japanese people, and providing medical and welfare services financed by the Japanese Government. The Asian Women's Fund (AWF) was organized to manage the projects.

A donation campaign collected over ¥565 million (US\$4,700,000) for dispersal among former comfort women in the Philippines, the Republic of Korea and Taiwan. In light of the need to implement the projects as quickly as possible due to the women's advanced age, an application period of five years was established. The application deadlines, which varied depending on the starting date, were set at August 2001 for the Philippines and May 2002 for the Republic of Korea and Taiwan. These atonement projects were concluded in September 2002, following conclusion of a medical and welfare services project in the Netherlands in July 2001.

Many appreciative recipients expressed such sentiments as, "I never expected to receive an apology from the Prime Minister or atonement money," and, "I feel sure these represent the goodwill of the Japanese people."

A Cooperative Project Promoted Jointly by Japan's Government and People

The term "comfort women" refers to women who were forced to provide sexual services at "comfort stations" visited by officers and men of the former Japanese military during World War II. The honor and dignity of these women were violated, and many suffered irreversible physical and psychological trauma.

In August 1993, Japan's Chief Cabinet Secretary expressed the sincere apologies and deep remorse of the Japanese Government for these wrongs. The AWF was founded in July 1995 to implement atonement projects on behalf of the Japanese through cooperative efforts by the government and people of Japan.

The AWF seeks atonement on behalf of the Japanese Government and people for the distress suffered by the former comfort women and solutions to problems threatening the honor and dignity of women today. It is working to heighten awareness in Japan and other countries of the importance of protecting the honor and dignity of women and of preventing conduct that threatens their honor and dignity with the aim of constructing an international society in which such conduct can never be repeated.

An Interview with Yozo Yokota of the United Nations Sub-Commission on Human Rights

Professor Yozo Yokota

Chuo University
Member, UN Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights
Senior Advisor to the Bureau of the United Nations University
Chair, Advisory Committee of the Asian Women's Fund



Interviewer: Professor Yokota, I believe you have participated in Asian Women's Fund projects as a member of its Advisory Committee since its establishment?

Prof. Yokota: Yes, I became an alternate member of the UN Sub-Commission on the Promotion and Protection of Human Rights in 1988 and a full member three years ago. The question of "comfort women" was brought before the Sub-Commission by a number of NGOs in 1992, and several of the members expressed strong concern about the problem. Upon my return to Japan, I informed the government through Ministry of Foreign Affairs channels about this situation. I insisted that discussion of this problem should not be continued at the United Nations, but that Japan must admit its past mistakes and take the initiative in responding to the issue. I also advised a proactive approach to stopping violence against women today.

Interviewer: How does the world view the AWF?

Prof. Yokota: The AWF was established in 1995 on the initiative of the Japanese Government following energetic discussions in Japan and overseas concerning the comfort women issue. It continues to conduct projects related to this problem today. The most significant feature of these projects is that the Japanese Government has admitted its moral responsibility for these past mis-

takes, and has pursued atonement projects for the former comfort women with the broad-based participation of the Japanese people.

Other projects have underscored the lessons of history by focusing on such matters as collecting materials and investigating the facts concerning the comfort women. The AWF is also active in promoting awareness, prevention, response to and solution of problems such as violence against women to protect their honor and dignity and prevent the repetition of these historical wrongs.

Many UN human rights specialists, including former High Commissioner for Human Rights Mary Robinson, have commended the AWF for the positive steps it has taken toward solving the comfort women issue.

Interviewer: What support does the Japanese Government provide for the AWF?

Prof. Yokota: The government has cooperated fully in the AWF's activities and administration. Its support has been especially important in negotiating with other governments concerned and in calling for donations. It has also allocated funds from the national budget to provide medical and welfare assistance in connection with the atonement projects. And a letter of apology has been sent to the former comfort women in the name of the Prime Minister of Japan.

Asian Women's Fund

2-7-6, Kudan-Minami, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0074, Japan

Phone: 81-3-3514-4071 Fax: 81-3-3514-4072

URL: <http://www.awf.or.jp>

沈黙の終わり

アジア女性基金は、元「慰安婦」に対する償い事業を行うと共に、女性に対する暴力の循環を断つ努力をしています

アジア女性基金は、日本政府のイニシアティブで1995年7月設立されました。アジア女性基金事業の特色は、旧日本軍の関与の下、「慰安婦」とされた女性たちについて、日本政府が道義的な責任を果たすという観点から、幅広い国民参加を得て、被害者への償いを実施したことです。

50年近く「慰安婦」問題が浮上しなかった理由は、幾つかあります。元「慰安婦」の多くは、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められ、性的行為を強いられたが、公認制度のあった時代の意識、植民地・占領地における女性に対する差別、戦時下という時代に対するあきらめ、恥の意識などさまざまな要因から、沈黙が続けることが多かったと思われる。しかし、民主化や女性運動の高まりにより、ようやく沈黙が破られたのは、1991年になってからのことです。韓国の金学順さんが、初めて、自分は元「慰安婦」であったと公表しました。しかし、今でも自分の過去の被害を家族やまわりの人に話していない、あるいは話せない女性は、アジア女性基金の事業を受け取った女性たちにも、受け取らなかった女性たちにも多く見られます。

この沈黙の原因、アジア女性基金の償い事業を実施していくうえで見える被害者の立場は、現代の女性に対する暴力とその

後遺症に共通している面があります。女性が学校や市場に自由に行けない状況にある社会、日常的に起るレイプに対する社会の無関心、武力紛争下の強姦妊娠など政治的意図による女性に対する暴力などは、依然として女性に責任を負わせる一般の意識等に問題がある結果ではないでしょうか。

アジア女性基金の償い事業を最初に受け取った被害者のロサ・ヘンソンさんは、フィリピンで初めて「慰安婦」であったことを公表した人ですが、生前、何度も新聞やテレビに出て、この問題について若い世代に伝えたいと積極的に自分の体験した戦争中の話をしていました。ヘンソンさんをはじめ、被害者が話し、伝える努力をしたことにより、社会的な認識が生まれ、問題点が明らかになりました。そして暴力の被害者の立場と利益を最優先に考えたアジア女性基金の方針が少しずつ理解され、1996年8月、アジア女性基金の事業はフィリピンから実施されました。その後、事業は韓国、台湾へと続きました。そのヘンソンさんも金学順さんもすでに故人となり、残された被害者の多くは孤独と健康上の問題を抱えてひっそりと生きています。

拝啓

このたび、政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民基金」を通じ、元従軍慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際し、私の気持ちを表明させていただきます。

いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多くの苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の痛みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

本意ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう、心からお祈りしております。

敬具

平成14(2002)年

日本国内閣総理大臣
小泉 純一郎

日本国内閣総理大臣は、一人一人の元「慰安婦」に対して公式の謝罪文を送っています

日本政府と国民による償い事業の実施

償い事業は、被害者自身の意思を尊重し、本人からの申請によってすすめられました。フィリピン、韓国、台湾で2,855人、オランダで79人に実施しました。インドネシアにおける高齢者福祉支援事業は、2007年3月まで続きます。

1995年8月、アジア女性基金は、日本政府の決定を得て、国民的な償い事業の内容を、国民の募金による「償い金」、政府資金を原資とする医療・福祉支援、日本国内閣総理大臣のお詫びの手紙を、元「慰安婦」お一人お一人にお届けすることを決め、国民に対して募金の呼びかけをしました。

その結果、フィリピン、韓国、台湾の元「慰安婦」の方々の85名のもとに一人2,000万円づつの償い金をお届けすることが出来ました。日本政府は、元「慰安婦」の医療・福祉支援のために、現在までに8億8,000万円を拠出しています。事業期間は、高齢になられた被害者を考慮し、5年間と定め、2001年8月にはフィリピン、2002年5月には、韓国、台湾で申請の交付を終了し、2002年9月、これらの国・地域における償い事業を終えました。オランダでの事業は2001年7月に終了しています。

50年以上前に起こった「慰安婦」問題という女性に対する暴力の軌跡は、こうしたことは二度とあってはならず、そのために今に生きている私たちは不断の努力をしなければならないということです。

被害者に対する対応と同時に「同じ過去を繰り返さない」努力は予防につながります。そのため、アジア女性基金は現代の女性

の尊厳を守るための事業にも、出来るだけ被害者の視点から、国際的な人身売買や子ども買春などに関する国際会議の開催、DVや暴力の世代間連鎖に関する国内各地でのセミナーの開催、女性に対する暴力と取り組んでいるNGOへの支援、国連の女性に対する暴力特別報告者クマラスワミの報告翻訳、暴力や人権についての調査研究、それらの啓発などに取り組んでいます。



Photo: Osamu Kikuchi

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(略称 アジア女性基金)〒102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6
電話: 03-3514-4071 FAX: 03-3514-4072
URL: <http://www.awf.or.jp>

ADVERTISEMENT

An End to Silence

Asian Women's Fund Conducts Atonement Projects for Former "Comfort Women" and Pursues Ongoing Efforts to Break a Cycle of Violence against Women

The Asian Women's Fund (AWF) was established on the initiative of the Japanese government in July 1995 to respond to the issue of the former wartime "comfort women." It subsequently conducted several projects with broad-based support from the people of Japan. These reflected the resolve of the Government of Japan to fulfill its moral responsibility to atone for the mistreatment of the former "comfort women" under Japan's military authority of the day.

By the time it surfaced, the comfort woman issue had lain submerged for half a century. Although many of the women had been recruited against their will by coaxing and intimidation and compelled to engage in sexual activity, they appear to have remained silent for a variety of reasons. They were deterred by the mentality of the times, for example, when state-regulated prostitution still existed, and especially by their own sense of shame. Other factors included discrimination against women in colonies and occupied territories, and the feeling of helplessness that often arises in wartime.

The silence was finally broken in 1991, encouraged by democratization and the women's movement, when Ms Kim Hak Soon of South Korea became the first to announce that she was a former wartime "comfort woman." There are, however, many women who continue to conceal their suffering from their families and communities, regardless of whether or not they have accepted the atonement projects conducted by the AWF.

The circumstances responsible for these women's silence, uncovered

in the course of the AWF atonement projects, closely resemble the situations of many women today who suffer from violence and its consequences. Widespread social attitudes that oblige women to cope with

violations unassisted can be seen to underlie the denial of women's rights to go to school or market freely, for example, indifference to the plight of rape victims and intentional impregnation by force during armed conflicts.

Ms Rosa Henson, the first Filipina to break the silence by revealing that she had been a comfort woman, later became the first beneficiary of the AWF atonement projects. She appeared in newspapers and on television frequently, speaking out about her wartime experiences to raise awareness of the issue among younger people.

The willingness of women like Ms Henson to discuss their experiences led to growing recognition of the issue. Awareness of the AWF's policy of placing the highest priority on the well-being of the victims of violence gradually spread as well, and the first AWF project was initiated in the Philippines in August 1996. Identical projects were subsequently introduced in South Korea and Taiwan. Ms Henson and Ms Kim Hak Soon have since passed away, and many of the remaining victims are struggling with loneliness and health problems.

The chief lesson learned from the experiences of the wartime "comfort women" more than 50 years ago is that nothing like this must ever occur again. We who are living today must remain constantly vigilant to assure that it does not. Efforts to prevent the past from repeating itself, implemented simultaneously with responses to the victims' plight, can generate preventive measures.

For this reason, the AWF engages actively in projects aimed at protecting the dignity of women today as well. It organizes international conferences concerning such issues as human trafficking across borders and child prostitution, for example, and holds seminars in various parts of Japan on domestic violence and inter-generational violence. It also supports NGOs that oppose violence against women, translates and publishes the reports of Radhika Coomaraswamy, the UN Special Rapporteur on Violence against Women, carries out surveys and studies on violence and human rights, and conducts educational activities as nearly as possible from the victims' perspective.



Photo: Osamu Kikuchi

Asian Women's Fund

2-7-6, Kudan-Minamiji, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0074, Japan
Phone: 81-3-3514-4071 Fax: 81-3-3514-4072
URL <http://www.awf.or.jp>

Dear Ma'am,

On the occasion that the Asian Women's Fund, in cooperation with the Government and the people of Japan, offers atonement from the Japanese people to the former wartime comfort women, I wish to express my feelings as well.

The issue of comfort women, with an involvement of the Japanese military authorities at that time, was a grave affront to the honor and dignity of large numbers of women.

As the Prime Minister of Japan, I thus extend anew my most sincere apologies and remorse to all the women who underwent immeasurable and painful experiences and suffered incurable physical and psychological wounds as comfort women.

We must not evade the weight of the past, nor should we evade our responsibilities for the future.

I believe that our country, painfully aware of its moral responsibilities, with feelings of apology and remorse, should face up squarely to its past history and accurately convey it to future generations.

Furthermore, Japan also should take an active part in dealing with violence and other forms of injustice to the honor and dignity of women.

Finally, I pray from the bottom of my heart that each of you will find peace for the rest of your lives.

Respectfully yours,

Junichiro Koizumi
Prime Minister of Japan

The Prime Minister of Japan sent an official letter of apology to each of the former "comfort women."

Implementing the Atonement Projects on Behalf of the Government and People of Japan

The atonement projects were implemented based on applications submitted by the former comfort women out of respect for their wishes and their privacy. The projects were accepted by 285 women in the Philippines, South Korea and Taiwan and 79 women in the Netherlands. A project for elderly people in Indonesia will continue until March 2002.

Authorized by the Japanese government to determine the content of the atonement projects, the AWF decided to provide each former "comfort woman" with a monetary atonement payment donated by the Japanese people, medical and welfare services financed by the Japanese government and a letter of apology from the Prime Minister of Japan. The AWF began collecting donations from Japanese citizens in August 1995.

In consideration of the victims' advanced age, the application period was set at five years. Applications were accepted in the Philippines until August 2001 and in South Korea and Taiwan until May 2002. These atonement projects were completed in September 2002 after an atonement payment of ¥2 million had been distributed to each of 285 former "comfort women." The Japanese government has so far allotted ¥683 million to former "comfort women" for medical and welfare services through the projects. The project in the Netherlands was completed in July 2001.



池銀姫

戸主制の廃止で
家族・男女の関係が
変わります

覽三 金英姬 運託 洪志媛

国民の八割が主権改革に賛成

……二日に於ては、就中、やまに五が居た。
 一が田んぼの邊に、彼へ、いゝと云ふが、此を以て
 正しく戸主例を授けしる事、既に立てて一がに
 授け給へといふやれし。まゝに主例の例
 題、此處にお説かすやう。

池 第一の問題点は、女生の父系へ嫁
原理、つまり女生が結婚すると夫の家に
嫁入されることにあります。第二に、戸
主の息子を中心とする直系男系優先家系

といふ事です。これは、家の代表である
家主を承継する順位が、男子→男子の
→女子→嫁となっており、妻は嫁より順
位が低いのです。第三に、父姓強制制度
というもので、妻としては、子女の姓は
どんな場合であっても、父の姓にしてい
ねばなりません。こういったことは、男女
差別を助長し、現代の多様な家族のスタ
イルに対応する上で大きな妨げになって
います。本道に時代錯誤的で、父系世襲
家族だけが正常な家族として扱われる不

[illegible][illegible]

池 又、新聞は最も大切なものだと考へてゐる。最も大きな新聞は、一五万人以上の女性運動が最も盛んなところ、特に十四年からは大衆教養的の目標を掲げて、新聞館にやうなやうなもので、女性運動が盛んな所に新聞館を建てて、新聞を出版してゐるからです。今では男性だけの主夫の世、社会運動は日本でも、一歩にやうなやうなです。

また、昨年三月には国家人権委員会が、
同主観は合理的な理由なくして家族間の従

野間侯、父系優先主義、男系血統主義を強制し、人間としての尊厳と価値、幸福追求権(憲法第10条)、及び平等権(第14条)そして婚姻と家庭生活での個人の尊厳と両性の平等(第36条1項)を侵害するので、憲法に反するという意見を憲法裁判所に提出しました。

運動の方式も効率的です。民間でも、男女含めて一一四団体が集まり、「戸主制廃止のための市民連帯」が結成されました。この市民連帯は民法改正案を国会で通過させるために、現在、一二二人の国会議員を説得すると意図を表明し、五月二十七日には「戸主制廃止一二二」を差込かせました。国会議員一二二名を一一対一で説得するという、工夫された方式になっています。またこれらの団体は政府が行っている「戸主制廃止準備団」の国民競争分科会に入って、政府と一緒に論議しています。

政府でも国務會議でもこの問題が協議され、
「民生綱要」を全國團」といふものを作つたことの意味が非常に大きいと思ふ。

まず、戸主制を廃止しようとの決定して「全画図」を作ったのですから、政府がすでに戸主制廃止を重要な目標として決めたことを意味します。これは大統領の公約でもあります。「戸主制廃止全画図」は法務部、法制処、文化観光部、国政広報庁など、政府の七部署が入り、民間からも一二市長団体、一研究機関が加わって構成されました。そして、五月十六日には初の全体会議を持ち、政府の関連部処と民間団体が共同で、戸主制廃止のために改正民法案を作っています。

また、なぜ三主制が廃止されるべきか
について、國政広報部でも積極的な広報
活動を行うことになっており、政府の積
極的な参加が重要なのです。

いま国会でも民法改正案が上程されて
おり、署名したのは五二人ですが、もこ
と増えるでしょう。何より重要なのは、
国民の合意の水準ですが、最近の主要日
刊紙の調査によると、「三主制がこのま
ま維持されなければならない」と考える
人は二〇％しかいませんでした。八〇％

の国民が民主制に修せられるを望まなければならぬと考へてゐるのです。

男女別では、女性の二二・〇％、男性の三〇・〇％が戸主制は廃止されなければならない、と考えていますので、男性の戸主制廃止に対する支持をどのように向けるかが、今後の課題です。国会で過半数が賛成すれば通過しますが、全賛賛成でなくとも、過半数の賛成を受けることができればと案配しています。戸主制が現状のままという、と考えている議員は二二・〇％くらいというところでは、結局、賛成区でもそのような比率になるというところです。国会議員の考えは、結局は国民や世論に任ぜられるものなので、変わりうると思っています。

凡在國際上注「參考政府」之公司

——王制廃止は政府にとつてどんな意味があるのでしょうか？　これまで、市民と政府の利害は対立することゝかほとんど、特に独裁政權時代は市民は権力によつて統治される対象でした。今や韓国に大きく変換してゐると感じます。

又云。中略。又其時。國に於て。大いに
田舎の民。州郡縣國。各々。入。附。る。事。

また、最近だつてば、人権問題といふ進んでいくべき大問題、日本は決然と立ち上つてゐることに思ひます。ですから、これはもう日本国々の重要問題である、この問題の解決によつて日本の民主主義が進歩する、日本の経済度々進むと考へてゐます。

[illegible]

池 本席に尊敬します。なまなら、我が國で運動をするのは、それでも、やさしいです。國民も同じように考え、おり、国会もそうであり、政府も同じに立場だからやさしいのですが、日本で自らの政府を攻撃にこうした運動をすることがとんぱに難しいが、知っています。初めに私も政治協（＝連合労働政策協議会）が日本軍（憲法兵）問題について責任者風刺を

[illegible]

軍隊が直に下す。わが軍が先鋒隊を直
 撃するが、陸軍になりかへたとな
 る。陸軍は一歩の前進の兵隊を援け
 下る。問題が陸軍としてあらうと認
 められ、海軍と陸軍として何にかさ
 ず決まらう。その兵隊の非難は、海
 軍はあらうが、それとなくいふと、
 陸軍と海軍としていふことがあ
 る。

……なれど、女性の人権や社会正義のため
に闘つてゐた。その根本的なモチーフは可
なり。そして、今後のどうなるかはどうな
るであらう。

[illegible]

— 1852 年 1 月 1 日

$$(H, \psi, \text{in } \Delta, \Delta) \quad \text{is a } \Delta\text{-}(\psi, \text{in } \Delta, \Delta)\text{-}K\text{-}A$$

トハタニロ一拾葉天乙

金 英 理

若い世代の圧倒的な支持を受けて誕生した盧武鉉政權は女性省の設置、女性閣僚の登用、巨額補助の奨学金などの新政策からの公約を引き継ぎ、女性省、職業省、法務省、保健省の四つの省に女性の関与をくめさせた。最近、日本でも選挙で女性リニアメントがにわかに注目されたのだが、韓国はさらに先を行き、公約内容と実効性が国民にチェックされるスタイルが定着してきた。支持されているか否かは頻りに指摘される世論調査によって、たちどころにわかる。一方、政治家の方も、世論調査の結果を指標に政策チェックする。国民と政府による双方向の政治スタイルは、盧武鉉政權自身が使う「拳手政府」という言葉に集約されている。国家と国民という関係が、市民、ネオ市民という従来の政治参加の枠組みを超える主体の出現によって大きく変わってきたのである。

今回、池田雄女性部長官とのインタビューモードでのインタビューを遂げた。二年前に新設された女性部の二代目に就任したのが池

疑念である。戦後家族でもあった近代
 女性部教育は、民主化と国語統一運動に
 よって根絶され、その後国語教育を遂に初
 代教育に活用されたのに対して、市民運
 動・学生運動出身の生徒の民間人として接
 遇された。この変化は、政権の重心が「民
 族」から「市民」へと移行していることに
 符号している。戦国社会を衰えく窮てき
 た「民族」という一元的価値観それは分
 断という現実によってより一層崩壊され
 強い希求となってきたが、「女性」「市
 民」など多元的価値観へと大きく変わっ
 ていることを表徴しているのである。

インタビュ―は六月の重大統領の訪日直後に女性省で会った。庁舎は産業経済部と丸の一部を間借りしていた兩庁舎から光化門にある政府庁舎に移っていた。二年間の女性部の業績を評価してのことであろうが、女性政策がいかに重視されているかを垣間見る思いだった。筆者の関心は「戸主割」の撤廃は可能かということと、重大統領が来日時に渡した「スーパージン・販売婦」問題をどうめとする「通年問題」はもう幕を引いてよいという日本社会の受け止め方への見解を

置かぬだ」という形にあつた。北条氏の世
 には、神武天皇に師事した「蘇我」問題
 への御国政府の姿勢はまったく変わらな
 い。日本政府は「蘇我」という致命犯罪を認
 め法的責任を履行すべきだ、公的謝罪と恒
 人賠償を求めているが、被害者も国際社会
 も御国政府がすべきことはやり尽くし、残
 り残っているのは日本政府の責任だけである
 責任をとらないうちは日本社会の民主化と
 発展を妨げるもの――。要約すれば、こうい
 うことである。韓国挺身隊問題対策協議会
 の共同代表を務めてきた経歴からすれば、
 当然ともいえる考えだが、政府の井に入り
 姿勢を修正する意欲はないのではなかつたかとの
 内外の指摘を打ち消す直截な回答だった。

最近に梨花女子大学を卒業して韓国女性
団体連合會代表として市民社會團體聯合會の
共同代表などを担任した、敢闘的な金浩蘭
嬢である。クルクル動く瞳と、明座に返つ
てくる言葉、小柄な体軀にむして自由に飛
び回るためであるのかと思われる。インク
とマーカーを抜き、韓國社會が「市民社會」く
らゐる、いつかに彼ら迎へたところから、こ
ゝを強く願ひた。

今、アジアでもっとも深刻な女性に対する暴力、
「人身売買」。

幼い子どもまでも性的搾取を目的に売買されて
います。

国際的に、組織的に、行われ、そして日本はその
大きな受入国の1つになっています。

「送り出し国」「受入国」「被害者」の現状と、国際
的な取り組み、そして日本国内での新しい立法の
可能性について報告します。

一緒に問題点を探ってみませんか。

公開フォーラム

「女性に対する暴力—国際人身売買」

“Violence Against Women — International Trafficking”



基調講演 Keynote Speaker

林 陽子 Yoko HAYASHI

弁護士・アジア女性基金運営審議会委員

Attorney at Law, Advisory Committee of the AWF

2003ねん11がつ27にち木ようび

18:30~20:45

(開場 18:15)

通訳あり Interpretation Available

参加費無料 Free Admission

事前にお申込みいただければ幸いです

We appreciate your advance reservation.

お問い合わせ・お申し込みは、下記まで、お電話、
ファックス、またはe-mailでアジア女性基金まで

For inquiry and application, please contact the Asian
Women's Fund

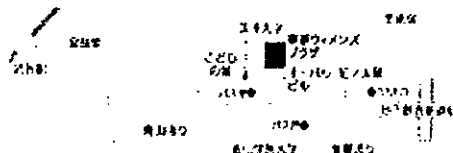
Tel:03-3514-4071 Fax:03-3514-4072

e-mail:dignity@awf.or.jp or http://www.awf.or.jp

東京ウィメンズプラザ・ホール

Hall, Tokyo Women's Plaza

東京都渋谷区神宮前5-53-67



JR 山手線・東急東横線・京王井の頭線：渋谷駅下車徒歩12分
営団地下鉄銀座線・半蔵門線・千代田線：表参道駅(82出口)下車徒歩7分
都バス(茶81系統・渋88系統)：渋谷駅からバス4分青山学院前バス停下車徒歩2分

12 min., Walk from Shibuya Station, JR Yamanote line, Tokyu-Toyoko line,
Keio-Inokashira line

7min., Walk from Omotesando Station Exit - B2, Ginza line, Chiyoda line, Hanzomon line

主催：(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金) Asian Women's Fund

海外講師による援助者のためのワークショップ

十代の子どもたちに伝えよう！
アサーティブなコミュニケーションスキル

～暴力なんてふるわない！暴力なんてふるわれない！～

アジア女性基金では、「女性に対する暴力」に対応する援助者の育成のため、過去5回にわたり海外から講師を招聘して研修を行ってまいりました。

シリーズ6回目となる今回は、カナダの先進的な「暴力の未然防止プログラム」を皆さんとともに学ぶ機会にしたいと思います。

十代の子どもたちに、暴力をふるわない、また、暴力をふるわれないでコミュニケーションがとれることを伝えてください。そのためには、まずあなたが、アサーティブなコミュニケーションのとり方を身につけましょう！

「アサーティブ (Assertive)」

「自己主張すること」と訳されますが、アサーティブであることは、自分の意見を押し通すことではありません。自分の要求や意見を、相手の権利を侵害することなく、誠実に、率直に、対等に表現することを意味します。

だれしも、長年身につけた習慣や態度はなかなか変えられません。ワークショップを通して、自分のコミュニケーションパターンに気づき、それを変えていくために練習しましょう。

アサーティブには、人と向き合いコミュニケーションを取るとき大事な柱があります。「誠実」「率直」「対等」「自己責任」の4つの柱です。アサーティブとは、この柱を自分の中にしっかり持った上で人と向き合う姿勢のことを意味します。

当ワークショップの対象となる方々は以下のとおりです。

1. 教育関係において諸業務に携わる方（教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど）
2. 将来教員やカウンセラーになるべく勉強中の方
3. カウンセラーや心理判定士など、心理職に携わる方
4. 暴力や虐待の問題に対応する諸機関（女性センター、福祉事務所、児童相談所、警察、家庭裁判所、地方自治体の窓口、NPO、その他）において諸業務に携わり、教育機関との連携を視野に入れて対応することが求められる方

★★★★★ 問合せ先 ★★★★★

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金） 担当：山崎玲子、渡邊千尋

102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6 相互九段南ビル4階

電話 03-3514-4071、ファックス 03-3514-4072

Eメール: chihiro@awf.or.jp、ホームページ <http://www.awf.or.jp>

講師

Anita Roberts (アニタ・ロバーツ)

「SafeRoom」代表。|<http://www.safetoom.ca/>

「SafeRoom」(カナダ)という国際的に認知された若者のための暴力防止プログラムを開発。暴力防止の分野で1976年から活動している。彼女は、ダイナミックな講演者かつ高度の技能を有するワークショップのファシリテーターである。

「国連女性の十年」の最終年にあたる1985年に、ナイロビ(ケニア)で開催された「国連女性の十年」ナイロビ世界会議(第3回世界女性会議)のカナダ代表に選ばれる。女性や青少年のみならず、専門家に対しても暴力の防止を教えるために欧米を数多く訪問。「SafeRoom」プログラムは、ファシリテーターのチームを含むものに成長し、カナダのブリティッシュ・コロンビア及び北西領域の学校で広く実践されている。

1997年にYWCAの「傑出した女性」賞を教育・訓練・開発分野で受賞。

著書:「ラスト・チャンス・カフェ」(この本は女性問題に関するブリティッシュ・コロンビアの最良の本として受賞。)



日程

※2日間で完結のワークショップです

	日時(2003年)	会場	住所・地図など
A	11月16日(日) 10:00-16:00 11月17日(月) 10:00-16:00	(財)児童育成協会 こどもの城 906号室	東京都渋谷区神宮前5-53-1 地図⇒ http://www.kodomo-shiro.or.jp/hotel/access.html
B	11月20日(木) 10:00-16:00 11月21日(金) 10:00-16:00	TEPIA(機械産業記念事業財団) 会議室B12	東京都港区北青山2-8-44 地図⇒ http://www.tepia.or.jp/flash/intoro/map.html
C	11月22日(土) 10:00-16:00 11月23日(日) 10:00-16:00	フォーラムエイト 509号室	東京都渋谷区道玄坂22-10-7新大栄ビル 地図⇒ http://forum-8.co.jp/k/forum8/map.html
D	11月26日(水) 10:00-16:00 11月27日(金) 10:00-16:00	アクロス福岡 608号室	福岡市中央区天神1-1-1 地図⇒ http://www.acros.or.jp/menu/main.html

■定員 : 各グループ30名まで

■受講料 : 無料

■言語 : 英語(全行程について逐次通訳あり)

■申込方法 : 申込用紙に必要事項を記入の上、アジア女性基金宛てに2003年10月17(金)までに郵送にて送付してください。申し込み用紙は、ホームページ(<http://www.awf.or.jp>)からダウンロードするか、アジア女性基金にお問い合わせください。受講者にはe-mailかFAXにて確認のご連絡をいたします(定員を上回る申込があった場合には、抽選にて決めさせていただきます)。

* 次の会場では、アニタ・ロバーツさんによる一般向け公開シンポジウムを行います。お申し込みはアジア女性基金まで。

11月18日(火) 18:00~20:30 静岡県立大学『大講堂』(定員:500名)

11月26日(水) 18:00~20:30 アクロス福岡『国際会議場』(定員:150名)